

2025年12月25日 一部改正
2025年7月30日 技術委員会 審議
2025年12月19日 国土交通大臣 認可

電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及び デジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期

改正対象

安全設備規則

改正理由

国際水路機関（IHO）では、船舶と陸上の情報通信のデジタル化に伴う航海計画のデータ交換等に対応した海図に関する規格 S-100 シリーズの策定作業を進めている。当該 S-100 シリーズのうち、航海用刊行物のデータを統合させる次世代の電子海図の規格 S-101 の改正作業が完了した。

IMOにおいても、S-101に対応させるため、2022年11月に開催されたIMO第106回海上安全委員会（MSC106）にて、ECDISの性能基準を改正し、決議 MSC.530(106)として採択した。

さらに、2024年5月に開催されたMSC108では、航海計画のデータ交換を円滑に行うことの目的とした改正を追加し、ECDISの性能基準の決議 MSC.530(106) Rev.1として採択した。

今般、決議 MSC.530(106) Rev.1に基づき、関連規定を改める。

また、デジタル選択呼出装置等の性能基準の適用時期が、IMOにおいて2024年から2028年に延期されたことに基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ECDIS が航海用電子海図に加えて航海用刊行物としても認められる旨規定する。
- (2) ECDIS における警報及び表示について、ブリッジ・アラート・マネジメント

- (BAM) の性能基準を規定する IMO 決議 MSC.302(87)による旨規定する。
- (3) ECDIS における安全等深線, 動的な水位調整, 縮尺, 色及び記号の表示に関する要件を改める。
 - (4) ECDIS が, 陸上との間における航海計画の情報交換の機能を備えることを追加する。
 - (5) ECDIS の航海記録に関する要件において, 航海情報記録装置 (VDR) に記録すべき内容を改める。
 - (6) 航海情報表示画面における表示に関する性能基準を定める IMO 決議 MSC.191(79)の改正 (MSC.466(101)) が, ECDIS に適用されることを明記する。
 - (7) ラスター海図表示装置の性能基準を前(1)から(6)に準じて改める。
 - (8) VHF デジタル選択呼出装置, VHF デジタル選択呼出聴守装置, デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置の性能基準に関する要件について, IMO において適用日が 2028 年に延期されたことを受け, 本会規則改正の附則を改める。

施行及び適用

- (1) 安全設備規則附属書 4-2.1.33
2026 年 1 月 1 日以降 2029 年 1 月 1 日前に搭載される ECDIS に任意適用,
2029 年 1 月 1 日以降に搭載される ECDIS に強制適用
- (2) 安全設備規則の一部を改正する規則 (2023 年 12 月 22 日規則第 60 号) の附則 (その 2)
2026 年 1 月 1 日から施行

ID:DD24-21

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
安全設備規則	安全設備規則	
附属書 4-2.1.33 電子海図情報表示装置（ECDIS）（IMO 決議 MSC.530(106)Rev.1）	附属書 4-2.1.33 電子海図情報表示装置（ECDIS）（IMO 決議 MSC.232(82)）	
1.1 一般	1.1 一般	
1.1.1 一般	1.1.1 一般	
-1. (省略)	-1. (省略)	
-2. 適切なバックアップ装置（付録 1 参照）を備えた電子海図情報表示装置は、1974 年 SOLAS 条約 V 章 19 規則及び 27 規則で要求される最新版の海図及び航海用刊行物として認められる。この規則の目的上、電子航海データサービス (ENDS) の定義は、SOLAS 第 V 章及び現行の IHO 基準で定義されている海図及び航海用刊行物を含む。	-2. 適切なバックアップ装置（付録 1 参照）を備えた電子海図情報表示装置は、1974 年 SOLAS 条約 V 章 19 規則及び 27 規則で要求される最新版の海図として認められる。	MSC530(106) Rev.1 1.2
-3. 電子海図情報表示装置は、政府から認可された海図製作所又は、SOLAS 第 V 章 19 規則及び 27 規則で規定されるその他の関連政府機関が製作並びに配布する安全で効率的な航海に不可欠な航海情報をすべて表示できること。	-3. 電子海図情報表示装置は、政府から認可された海図製作所が製作並びに配布する安全で効率的な航海に不可欠な海図情報をすべて表示できるものであること。	MSC530(106) Rev.1 1.3
-4. 電子海図情報表示装置は、航海用電子データサービスについて簡潔で信頼性のある更新を行うことができるものであること。	-4. 電子海図情報表示装置は、電子海図について簡潔で信頼性のある更新を行うことができるものであること。	MSC530(106) Rev.1 1.4
-5. 電子海図情報表示装置は、その使用により、紙の海図及び紙の航海用刊行物を使用する場合に比べ航	-5. 電子海図情報表示装置は、その使用により、紙の海図を使用する場合に比べ航海にかかる業務量が	

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>海にかかる業務量が軽減されることである。電子海図情報表示装置は、航路計画、航路監視及び位置確認のすべてを使い易く、かつ、時宜にかなった方法で実行できるものである。また、船舶の位置を連続的に表示、監視及び記録することができるものである。</p> <p>(削除)</p>	<p>軽減されることである。電子海図情報表示装置は、紙の海図を使用して行ってきた航路計画、航路監視及び位置確認のすべてを使い易く、かつ、時宜にかなった方法で実行できるものである。また、船舶の位置を連続的に表示することができるものである。</p> <p>-7. 電子海図情報表示装置は、政府から認可された海図製作所が発行する海図と同等以上の信頼性と情報表示能力を備えること。</p>	MSC530(106) Rev.1 1.5
<p>-7. 電子海図情報表示装置は、表示される情報又は装置の故障に関して、決議 MSC.302(87)の要件を満たす適切な警報発令又は表示を行うものである。(表4参照)</p>	<p>-8. 電子海図情報表示装置は、表示される情報又は装置の故障に関して、適切な警報又は表示を行うものである。(表4参照)</p>	MSC530(106) Rev.1 1.6 の内容削除への対応
<p>-8. 目的の海図情報が適切な形で得られない場合(1.1.5 参照)は、付録 2 に示すラスター海図表示(RCDS)モードにより電子海図情報表示装置の設備を動作させても差し支えない。付録 2 で特に示す場合を除き、ラスター海図表示モードは付録 2 に記述される性能基準を満たすこと。</p>	<p>-9. 目的の海図情報が適切な形で得られない場合(1.1.5 参照)は、付録 2 に示すラスター海図表示(RCDS)モードにより電子海図情報表示装置の設備を動作させても差し支えない。付録 2 で特に示す場合を除き、ラスター海図表示モードは付録 2 に記述される性能基準を満たすこと。</p>	MSC530(106) Rev.1 1.7
<p>1.1.2 基準の適用 (-1.及び-2.は省略)</p> <p>-3. 航海用電子データサービスの構造及び形式、暗号化並びに表示に対する要件は、関連の国際水路機関(International Hydrographic Organization : IHO) 基準の総則中にある。</p> <p>-4. 電子海図情報表示装置の設備は決議 A.694(17)に記載される一般要件及び決議 MSC.191(79) (その後の改正を含む) に記載される表示要件に加えて、これら</p>	<p>1.1.2 基準の適用 (-1.及び-2.は省略)</p> <p>-3. 海図データの構造及び形式、海図データの暗号化並びに海図データの表示に対する要件は、関連の国際水路機関(International Hydrographic Organization : IHO) 基準の総則中にある。</p> <p>-4. 電子海図情報表示装置の設備は決議 A.694(17)に記載される一般要件及び決議 MSC.191(79)に記載される表示要件に加えて、これらの基準要求に適合し、</p>	MSC530(106) Rev.1 1.8 MSC530(106) Rev.1 2.3 MSC530(106) Rev.1 2.4

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>の基準要求に適合し, <i>IMO</i> により採択された人間工学的基準に係る指針に従ったものとすること。</p> <p>1.1.3 用語</p> <p>-1. 本附属書において使用される用語については次によること。</p> <p>(1) 「電子海図情報表示装置（ECDIS）」とは, 操船者による航路計画及び航路監視を支援する航海用センサーからの位置情報, <u>システムデータベース</u>からの情報及び必要に応じてその他の航海関連情報の中から選択した情報を表示し, 適切なバックアップ装置を備えた場合に, <i>SOLAS</i> 条約 V 章 19 規則及び 27 規則が要求する最新版の航海用海図及び航海用刊行物として認められる航海情報システムをいう。</p> <p>(2) 「航海用電子海図（ENC）」とは, 政府から認可された海図製作所又は他の関連する政府機関が発行する, 標準化された内容, 構成及び形式を有し <i>IHO</i> 基準に一致した電子海図情報表示装置用のデータベースをいい, 安全な航海に不可欠なすべての航海用海図情報を含む。</p> <p>(3) 「航海用電子データサービス（ENDS）」とは, 政府, 公認水路局その他の関連する政府機関により又はその権限に基づいて ECDIS での使用のために発行され, かつ, <i>IHO</i> 基準に適合する様に内容, 構造, 形式が標準化されている航海用海図及び航海用刊行物からなる特別な目的のデ</p>	<p><i>IMO</i> により採択された人間工学的基準に係る指針に従ったものとすること。</p> <p>1.1.3 用語</p> <p>-1. 本附属書において使用される用語については次によること。</p> <p>(1) 「電子海図情報表示装置（ECDIS）」とは, 操船者による航路計画及び航路監視を支援する航海用センサーからの位置情報, <u>航海用システム電子海図（SENC）</u>からの情報及び必要に応じてその他の航海関連情報の中から選択した情報を表示し, 適切なバックアップ装置を備えた場合に, <u>1974 年 SOLAS</u> 条約 V 章 19 規則及び 27 規則が要求する最新版の海図として認められる航海情報システムをいう。</p> <p>(2) 「航海用電子海図（ENC）」とは, 政府から認可された海図製作所又は他の関連する政府機関が発行する, 標準化された内容, 構成及び形式を有し <i>IHO</i> 基準に一致した電子海図情報表示装置用のデータベースをいい, 安全な航海に不可欠なすべての海図情報を含む。これには, 紙の海図を補足する安全な航海に必要な情報（水路誌等）を含めても差し支えない。</p> <p>(新規)</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 3.1</p> <p>MSC530(106) Rev.1 3.2</p> <p>MSC530(106) Rev.1 3.3</p>

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>データベースをいう。また, <u>SOLAS</u> 条約 V 章 19 規則及び 27 規則の航海に関する要件並びに航海用海図及び航海用刊行物の運搬に関する要件を満たすよう設計されている。ENDS の航海情報は航海用電子海図（ENC）を基にしている。</p> <p>(4) 「システムデータベース」とは、製造者による電子海図情報表示装置の内部での海図フォーマットで作成された、全ての<u>航海用電子データサービス</u>の内容及びそのアップデートが劣化無しに変換されたデータベースをいう。システムデータベースは、電子海図情報表示装置における表示及びその他の航海関連機能を実現するための情報源であり、最新版の<u>航海用電子データサービス</u>と同等と認められる。</p> <p>(5) 「標準表示」とは、航路計画、航路監視において最低要件として使用できる表示モードをいう。</p> <p>(6) 「基礎表示」とは、表 1 の海図情報の内容を意味し、表示器から消去できない。また、この情報は安全な航海に十分なものとは認められない。</p> <p>-2. 電子海図情報表示装置の用語の詳細については、<u>IHO</u> 刊行物 S-32 附属書 1 によること。</p>	<p>(3) 「航海用システム電子海図（SENC）」とは、製造者による電子海図情報表示装置の内部での海図フォーマットで作成された、全ての<u>航海用電子海図</u>の内容及びそのアップデートが劣化無しに変換されたデータベースをいう。航海用システム電子海図は、電子海図情報表示装置における表示及びその他の航海関連機能を実現するための情報源であり、最新版の<u>紙の海図</u>と同等と認められる。これには、他の情報源からの情報を含めても差し支えない。</p> <p>(4) 「標準表示」とは、航路計画、航路監視において最低要件として使用できる表示モードをいう。</p> <p>(5) 「基礎表示」とは、表 1 の海図情報の内容を意味し、表示器から消去できない。また、この情報は安全な航海に十分なものとは認められない。</p> <p>-2. 電子海図情報表示装置の用語の詳細については、<u>IHO</u> 特別刊行物 S-32 附属書 1 によること。</p>	MSC530(106) Rev.1 3.4
<p>1.1.4 システムデータベースの情報表示</p> <p>-1. 電子海図情報表示装置は、<u>航海用電子データサービス</u>とその更新を<u>システムデータベース</u>に取り込み、変換できること。電子海図情報表示装置は <u>IHO</u> が</p>	<p>1.1.4 航海用システム電子海図の情報表示</p> <p>-1. 電子海図情報表示装置は、すべての<u>航海用システム電子海図</u>の情報を表示することができること。電子海図情報表示装置は、<u>航海用電子海図</u>とその更新を</p>	MSC530(106) Rev.1 5
		MSC530(106) Rev.1 5.1

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>規定する全てのシステムデータベースの情報を表示, 処理できること。また, <u>IHO 規則</u>に従って陸上でシステムデータベースを, 電子海図情報表示装置に取り込むことができても差し支えない。</p> <p>-2. 航路計画中及び航路監視中に表示可能なシステムデータベースの情報は, 基礎表示, 標準表示, その他の3種に分類されること。(表1参照) (-3.から-7.は省略)</p> <p>-8. 操船者によって, <u>システムデータベース</u>が提供する情報から安全等深線を選択することが可能であること。電子海図情報表示装置は, 安全等深線を他の等深線よりも強調して表示することである。また, 次の(1)から(4)にも適合すること。</p> <p>(1) 操船者が安全等深線を規定しない場合, 既定値を30mとすること。操船者により規定された安全等深線又は, 既定値30mの等深線が<u>システムデータベース</u>に表示されない場合, 安全等深線は次に深い等深線を既定値として表示されること。</p> <p>(2) 使用中の安全等深線が, 情報源の切替えにより利用できない場合, 安全等深線は次に深い等深線を既定値とすること。</p> <p>(3) 前(1)及び(2)の場合, その旨が表示されること。</p> <p>(4) 操船者が, 安全等深線及び安全深度設定の恒久的な表示を選択できること。</p> <p>-9. (省略)</p> <p>-10. 動的な水位調整が可能であり, その表示が提供されなければならない。</p>	<p>航海用システム電子海図に取り込み, 変換できること。また, <u>IHO TR3.11</u>に従って陸上で航海用電子海図から航海用システム電子海図へ変換した航海用システム電子海図を, 電子海図情報表示装置に取り込むことができても差し支えない。</p> <p>-2. 航路計画中及び航路監視中に表示可能な航海用システム電子海図の情報は, 基礎表示, 標準表示, その他の3種に分類されること。(表1参照) (-3.から-7.は省略)</p> <p>-8. 操船者によって, <u>航海用システム電子海図</u>が提供する等深線から安全等深線を選択することが可能であること。電子海図情報表示装置は, 安全等深線を他の等深線よりも強調して表示することである。また, 次の(1)から(3)にも適合すること。</p> <p>(1) 操船者が安全等深線を規定しない場合, 既定値を30mとすること。操船者により規定された安全等深線又は, 既定値30mの等深線が<u>航海用システム電子海図</u>に表示されない場合, 安全等深線は次に深い等深線を既定値として表示されること。</p> <p>(2) 使用中の安全等深線が, 情報源の切替えにより利用できない場合, 安全等深線は次に深い等深線を既定値とすること。</p> <p>(3) 前(1)及び(2)の場合, その旨が表示されること。 (新規)</p> <p>-9. (省略) (新規)</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 5.2</p> <p>MSC530(106) Rev.1 5.8</p> <p>MSC530(106) Rev.1 5.10</p>

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>-11. 航海用電子データサービス及びその更新事項は、その情報内容の質を低下させることなく表示されること。</p> <p>-12. 電子海図情報表示装置は、<u>航海用電子データサービス</u>及びその更新事項が<u>システムデータベース</u>へ正確に読み込まれたことを確認する手段を備えること。</p> <p>-13. 航海用電子データサービス及びその更新事項は、表2に示すようなその他の表示情報と明確に識別されるものであること。</p>	<p>-10. 航海用電子海図及びその更新事項は、その情報内容の質を低下させることなく表示されること。</p> <p>-11. 電子海図情報表示装置は、<u>航海用電子海図</u>及びその更新事項が<u>航海用システム電子海図</u>へ正確に読み込まれたことを確認する手段を備えること。</p> <p>-12. 航海用電子海図及びその更新事項は、表2に示すようなその他の表示情報と明確に識別されるものであること。</p>	MSC530(106) Rev.1 5.11
		MSC530(106) Rev.1 5.12
		MSC530(106) Rev.1 5.13

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新		旧	備考
表1 航路計画中及び航路監視中に表示可能なシステムデータベースの情報		表1 航路計画中及び航路監視中に表示可能な航海用システム電子海図の情報	MSC530(106) Rev.1 Appendix2
表示種別	表示項目	表示種別	表示項目
基礎表示	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸線（満潮時） ・自船の安全等深線 ・安全等深線によって示される安全な海域内にある安全深度より浅い海中の孤立した危険物 ・安全等深線によって示される安全な海域内にある固定構造物、架空線等の孤立した危険物 ・縮尺、距離目盛、方位 ・深度及び高さの単位 ・表示モード 	基礎表示	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸線（満潮時） ・自船の安全等深線 ・安全等深線によって示される安全な海域内にある安全深度より浅い海中の孤立した危険物 ・安全等深線によって示される安全な海域内にある固定構造物、架空線等の孤立した危険物 ・縮尺、距離目盛、方位 ・深度及び高さの単位 ・表示モード
標準表示	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎表示 ・干出線 ・浮標、ビーコン及び他の固定航路標識や固定構造物 ・航路、海峡等の境界 ・目視及びレーダーで確認できる地理的特徴 ・航行が禁止又は制限されている海域 ・海図縮尺境界 ・警告文の表示 ・船舶経路システムとフェリー航路 ・群島海上交通路 	標準表示	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎表示 ・干出線 ・浮標、ビーコン及び他の固定航路標識や固定構造物 ・航路、海峡等の境界 ・目視及びレーダーで確認できる地理的特徴 ・航行が禁止又は制限されている海域 ・海図縮尺境界 ・警告文の表示 ・船舶経路システムとフェリー航路 ・群島海上交通路
その他の情報 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の点の水深 ・海底ケーブル及びパイプライン ・孤立したすべての危険物の詳細 ・航路標識の詳細 ・警告文の内容 ・航海用電子海図の更新日 ・直近の海図更新番号 ・磁針偏差 ・経緯度線 ・地名 	その他の情報 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・任意の点の水深 ・海底ケーブル及びパイプライン ・孤立したすべての危険物の詳細 ・航路標識の詳細 ・警告文の内容 ・航海用電子海図の更新日 ・直近の海図更新番号 ・磁針偏差 ・経緯度線 ・地名

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考																																															
<p>表 2 航行要素及びパラメータ (IEC 61174 参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>航行要素及びパラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>自船</td></tr> <tr><td>・プライマリトラックに関する時刻表示付きの過去の航跡</td></tr> <tr><td>・セカンダリトラックに関する時刻表示付きの過去の航跡</td></tr> <tr><td>計算で求めた針路及び速力を示すベクトル</td></tr> <tr><td>可変距離目盛及び/又は電子方位線</td></tr> <tr><td>カーソル</td></tr> <tr><td>事象</td></tr> <tr><td>・計算で求められた位置及び時刻 (DR)</td></tr> <tr><td>・推定位置及び時刻 (EP)</td></tr> <tr><td>位置 (fix) 及び時刻</td></tr> <tr><td>位置の線及び時刻</td></tr> <tr><td>変換された位置の線及び時刻</td></tr> <tr><td>潮汐データ</td></tr> <tr><td>・有効時間及び強さを有する潮汐又は潮流ベクトルの予報</td></tr> <tr><td>・有効時間及び強さを有する潮汐又は潮流ベクトルの計測値</td></tr> <tr><td>周囲より浅い危険な場所</td></tr> <tr><td>避険線</td></tr> <tr><td>計画された針路及び速力。速力は枠内に示される</td></tr> <tr><td>経由点</td></tr> <tr><td>目的地までの航行距離</td></tr> <tr><td>日時を含む予定された位置</td></tr> <tr><td>(削除)</td></tr> <tr><td>「転舵」の位置と時刻</td></tr> </tbody> </table>	航行要素及びパラメータ	自船	・プライマリトラックに関する時刻表示付きの過去の航跡	・セカンダリトラックに関する時刻表示付きの過去の航跡	計算で求めた針路及び速力を示すベクトル	可変距離目盛及び/又は電子方位線	カーソル	事象	・計算で求められた位置及び時刻 (DR)	・推定位置及び時刻 (EP)	位置 (fix) 及び時刻	位置の線及び時刻	変換された位置の線及び時刻	潮汐データ	・有効時間及び強さを有する潮汐又は潮流ベクトルの予報	・有効時間及び強さを有する潮汐又は潮流ベクトルの計測値	周囲より浅い危険な場所	避険線	計画された針路及び速力。速力は枠内に示される	経由点	目的地までの航行距離	日時を含む予定された位置	(削除)	「転舵」の位置と時刻	<p>表 2 航行要素及びパラメータ (IEC 61174 参照)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>航行要素及びパラメータ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>自船</td></tr> <tr><td>・プライマリトラックに関する時刻表示付きの過去の航跡</td></tr> <tr><td>・セカンダリトラックに関する時刻表示付きの過去の航跡</td></tr> <tr><td>計算で求めた針路及び速力を示すベクトル</td></tr> <tr><td>可変距離目盛及び/又は電子方位線</td></tr> <tr><td>カーソル</td></tr> <tr><td>事象</td></tr> <tr><td>・計算で求められた位置及び時刻 (DR)</td></tr> <tr><td>・推定位置及び時刻 (EP)</td></tr> <tr><td>位置 (fix) 及び時刻</td></tr> <tr><td>位置の線及び時刻</td></tr> <tr><td>変換された位置の線及び時刻</td></tr> <tr><td>・有効時間及び強さを有する潮汐又は潮流ベクトルの予報</td></tr> <tr><td>・有効時間及び強さを有する潮汐又は潮流ベクトルの実測値</td></tr> <tr><td>周囲より浅い危険な場所</td></tr> <tr><td>避険線</td></tr> <tr><td>計画された針路及び速力。速力は枠内に示される</td></tr> <tr><td>経由点</td></tr> <tr><td>目的地までの航行距離</td></tr> <tr><td>日時を含む予定された位置</td></tr> <tr><td>潮の干満を含む灯台光の目視限界</td></tr> <tr><td>「転舵」の位置と時刻</td></tr> </tbody> </table>	航行要素及びパラメータ	自船	・プライマリトラックに関する時刻表示付きの過去の航跡	・セカンダリトラックに関する時刻表示付きの過去の航跡	計算で求めた針路及び速力を示すベクトル	可変距離目盛及び/又は電子方位線	カーソル	事象	・計算で求められた位置及び時刻 (DR)	・推定位置及び時刻 (EP)	位置 (fix) 及び時刻	位置の線及び時刻	変換された位置の線及び時刻	・有効時間及び強さを有する潮汐又は潮流ベクトルの予報	・有効時間及び強さを有する潮汐又は潮流ベクトルの実測値	周囲より浅い危険な場所	避険線	計画された針路及び速力。速力は枠内に示される	経由点	目的地までの航行距離	日時を含む予定された位置	潮の干満を含む灯台光の目視限界	「転舵」の位置と時刻	<p>MSC530(106) Rev.1 Appendix3</p>
航行要素及びパラメータ																																																	
自船																																																	
・プライマリトラックに関する時刻表示付きの過去の航跡																																																	
・セカンダリトラックに関する時刻表示付きの過去の航跡																																																	
計算で求めた針路及び速力を示すベクトル																																																	
可変距離目盛及び/又は電子方位線																																																	
カーソル																																																	
事象																																																	
・計算で求められた位置及び時刻 (DR)																																																	
・推定位置及び時刻 (EP)																																																	
位置 (fix) 及び時刻																																																	
位置の線及び時刻																																																	
変換された位置の線及び時刻																																																	
潮汐データ																																																	
・有効時間及び強さを有する潮汐又は潮流ベクトルの予報																																																	
・有効時間及び強さを有する潮汐又は潮流ベクトルの計測値																																																	
周囲より浅い危険な場所																																																	
避険線																																																	
計画された針路及び速力。速力は枠内に示される																																																	
経由点																																																	
目的地までの航行距離																																																	
日時を含む予定された位置																																																	
(削除)																																																	
「転舵」の位置と時刻																																																	
航行要素及びパラメータ																																																	
自船																																																	
・プライマリトラックに関する時刻表示付きの過去の航跡																																																	
・セカンダリトラックに関する時刻表示付きの過去の航跡																																																	
計算で求めた針路及び速力を示すベクトル																																																	
可変距離目盛及び/又は電子方位線																																																	
カーソル																																																	
事象																																																	
・計算で求められた位置及び時刻 (DR)																																																	
・推定位置及び時刻 (EP)																																																	
位置 (fix) 及び時刻																																																	
位置の線及び時刻																																																	
変換された位置の線及び時刻																																																	
・有効時間及び強さを有する潮汐又は潮流ベクトルの予報																																																	
・有効時間及び強さを有する潮汐又は潮流ベクトルの実測値																																																	
周囲より浅い危険な場所																																																	
避険線																																																	
計画された針路及び速力。速力は枠内に示される																																																	
経由点																																																	
目的地までの航行距離																																																	
日時を含む予定された位置																																																	
潮の干満を含む灯台光の目視限界																																																	
「転舵」の位置と時刻																																																	
<p>1.1.5 提供と更新 (IHO 特別刊行物 S-63, S-100 Part 15)</p> <p>-1. 電子海図情報表示装置に使用する航海用電子データサービスは、主管庁及び政府から認可された海図</p>	<p>1.1.5 海図情報の提供と更新 (IHO 特別刊行物 S-52, S-57, S-63 附属書 1)</p> <p>-1. 電子海図情報表示装置に使用する海図情報は、主管庁及び政府から認可された海図製作所が作成する</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 4</p> <p>MSC530(106) Rev.1 4.1</p>																																															

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>製作所が作成し、かつ、IHO 基準を満たすものであること。</p> <p>-2. <u>システムデータベース</u>の内容は、SOLAS 条約 V 章 19 規則、27 規則の要求を満たすもので、予定される航海に適切なものであって、かつ、更新されたものであること。</p> <p>-3. <u>航海用電子データサービス</u>及び<u>システムデータベース</u>は内容が変更できるものであってはならない。 <u>航海用電子データサービス</u>の内容の表示は、相互運用性に関する規則を含む IHO 基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(削除)</p>	<p><u>最新版のもの</u>とし、かつ、IHO 基準を満たすものであること。</p> <p>-2. <u>航海用システム電子海図</u>の内容は、1974 年 SOLAS 条約 V 章 27 規則の要求を満たすもので、予定される航海に適切なものであって、かつ、更新されたものであること。</p> <p>-3. <u>航海用電子海図</u>及び<u>航海用システム電子海図</u>は内容が変更できるものであってはならない。</p>	MSC530(106) Rev.1 4.2
<p>-4. 電子海図情報表示装置は、<u>航海用電子データサービス</u>の IHO 基準を満たす公式の更新が行えるものであること。この更新は、自動的に<u>システムデータベース</u>に反映されること。いかなる形で更新されようとも、これに関連する手順は使用中の表示を妨げるものであってはならない。</p> <p>-5. 電子海図情報表示装置は、<u>航海用電子データサービス</u>の最終的な採用に先立ち、確認のための簡単な手入力による更新を行えるものであること。これらは表示器上において<u>航海用電子データサービス</u>情報及びその公式の更新と識別可能なものであって、表示器の読みやすさに影響を与えないものであること。</p>	<p>-4. 更新事項は、航海用電子海図と別に保管されること。</p> <p>-5. 電子海図情報表示装置は、<u>航海用電子海図データ</u>の IHO 基準を満たす公式の更新が行えるものであること。この更新は、自動的に<u>航海用システム電子海図</u>に反映されること。いかなる形で更新されようとも、これに関連する手順は使用中の表示を妨げるものであってはならない。</p>	MSC530(106) Rev.1 4.4
<p>-6. 電子海図情報表示装置は、<u>システムデータベース</u>を参照した日時を含む更新の記録を保存し要求に応じて表示できること。また、この記録は新版に代わるまでそれぞれの<u>航海用電子データサービス</u>に対する更</p>	<p>-6. 電子海図情報表示装置は、<u>航海用電子海図データ</u>の最終的な採用に先立ち、確認のための簡単な手入力による更新を行えるものであること。これらは表示器上において<u>航海用電子海図</u>情報及びその公式の更新と識別可能なものであって、表示器の読みやすさに影響を与えないものであること。</p>	MSC530(106) Rev.1 4.5
	<p>-7. 電子海図情報表示装置は、<u>航海用システム電子海図</u>を参照した日時を含む更新の記録を保存し要求に応じて表示できること。また、この記録は新版に代わるまでそれぞれの<u>航海用電子海図</u>に対する更新情報を</p>	MSC530(106) Rev.1 4.6

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>新情報を含むこと。</p> <p>-7. 電子海図情報表示装置は、操船者がデータ更新の内容及びそれらが<u>システムデータベース</u>へ書き込まれたことを確認するために、更新情報を表示できること。</p> <p>-8. 電子海図情報表示装置は、<u>IHO</u> データ保護計画に従い、<u>航海用電子データサービス</u>を受け取ることができること。</p>	<p>含むこと。</p> <p>-8. 電子海図情報表示装置は、操船者がデータ更新の内容及びそれらが<u>航海用システム電子海図</u>へ書き込まれたことを確認するために、更新情報を表示できること。</p> <p>-9. 電子海図情報表示装置は、<u>IHO</u> データ保護計画に従い、<u>暗号化及び非暗号化航海用電子海図の両方</u>を受け取ることができること。</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 4.7</p> <p>MSC530(106) Rev.1 4.8</p>
<p>1.1.6 縮尺</p> <p>電子海図情報表示装置は、次に示す事項について表示できるものであること。</p> <p>(1) 情報が航海用電子海図中のものよりも大きな縮尺で表示されていること。</p> <p>(2) 自船の位置が、表示器に提供されている航海用電子海図よりも大きな縮尺のもので網羅されること。</p> <p>(3) 表示している縮尺が最小になることにより、自船の位置情報が表示されていないこと。</p>	<p>1.1.6 縮尺</p> <p>電子海図情報表示装置は、次に示す事項について表示できるものであること。</p> <p>(1) 情報が航海用電子海図中のものよりも大きな縮尺で表示されていること。</p> <p>(2) 自船の位置が、表示器よりも大きな縮尺で航海用電子海図に記載されていること。</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 6.1</p> <p>和訳の修正</p>
<p>1.1.7 他の航海情報の表示</p> <p>-1. レーダー情報及び/又は船舶自動識別装置情報はIMOの関連基準に適合するその他の装置から転送されるものとして差し支えない。その他の航海情報は、電子海図情報表示装置の表示器上に追加して表示することができる。ただし、それらは表示されている<u>システムデータベース</u>の情報を劣化させてはならず、<u>システムデータベース</u>の情報と明確に識別されるものであること。</p>	<p>1.1.7 他の航海情報の表示</p> <p>-1. レーダー情報及び/又は船舶自動識別装置情報はIMOの関連基準に適合するその他の装置から転送されるものとして差し支えない。その他の航海情報は、電子海図情報表示装置の表示器上に追加して表示することができる。ただし、それらは表示されている<u>航海用システム電子海図</u>情報を劣化させてはならず、<u>航海用システム電子海図</u>の情報と明確に識別されるものであること。</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 7.1</p>

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>1.1.8 表示モード及び隣接海域の起動</p> <p>-1. <u>システムデータベース</u>は、ノース・アップ表示が常時可能なものであること。これに加え、他のモードによる表示を行えるものであっても差し支えない。この場合、海図情報表示が不安定になることを回避するため、段階的に十分大きい海図に変更できること。</p>	<p>1.1.8 表示モード及び隣接海域の起動</p> <p>-1. <u>航海用システム電子海図</u>は、ノース・アップ表示が常時可能なものであること。これに加え、他のモードによる表示を行えるものであっても差し支えない。この場合、海図情報表示が不安定になることを回避するため、段階的に十分大きい海図に変更できること。</p>	MSC530(106) Rev.1 8.1
<p>1.1.9 色及び記号</p> <p>-1. <u>システムデータベース</u>の情報の表示は、<i>IHO</i> 推奨の色及び記号によること。<i>(IHO</i> 特別刊行物 S-52, S-101 の「<i>Portrayal Catalogue</i>」及び S-98)</p> <p>-2. (省略) (削除)</p>	<p>1.1.9 色及び記号</p> <p>-1. <u>航海用システム電子海図</u>の情報の表示は、<i>IHO</i> 推奨の色及び記号によること。<i>(IHO</i> 特別刊行物 S-52 附属書 2)</p> <p>-2. (省略)</p> <p>-3. <u>航海用電子海図</u>が特定の縮尺で表示される場合、<u>航海用システム電子海図</u>の情報には、特定の大きさの記号、数字、文字が使用されること。<i>(IHO</i> 特別刊行物 S-52 附属書 2 及び IEC 61174 参照)</p> <p>-4. 電子海図情報表示装置上で自船を実寸で表示するか又は記号で表示するかを操船者が選択できるものであること。</p>	MSC530(106) Rev.1 9.1 MSC530(106) Rev.1 9 にて削除
<p>1.1.10 表示要件</p> <p>-3. 表示器の色及び解像度は <i>IHO</i> 勧告 (<i>IHO</i> 特別刊行物 S-52, S-101 の「<i>Portrayal Catalogue</i>」及び S-98) を満たすこと。</p>	<p>1.1.10 表示要件</p> <p>-3. 表示器の色及び解像度は <i>IHO</i> 勧告 (<i>IHO</i> 特別刊行物 S-52 附属書 2) を満たすこと。</p>	MSC530(106) Rev.1 10.3

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>1.1.11 航路計画、航路計画の情報交換及び航路監視並びに航海記録</p> <p>-1. 航路計画、航路計画の情報交換及び航路監視は、簡潔かつ信頼できる方法により実行できるものであること。</p> <p>-2. 安全等深線を横断又は航行禁止海域に侵入する際の警報発令及び表示並びに表 4 に示される警報発令又は表示については、該当する海域においてシステムデータベースから得られる最も拡大した海図の情報に基づくものであること。</p> <p>-3. 航路計画及び航路計画の情報交換</p> <p>(1) 航路計画は、直線及び曲線の双方の区間とスケジュールの全てで実行できること。</p> <p>(2) 計画された航路を英数文字や映像を用いて、少なくとも次に示す修正が行えるものであること。</p> <p>(a) 航路上の経由点の追加</p> <p>(b) 航路上の経由点の削除</p> <p>(c) 経由点の位置の変更</p> <p>(3) 選択された航路以外に、1つ以上の代替の航路計画を立てることが可能であること。選択された航路は、その他の航路と明確に識別できるものであること。</p> <p>(4) 陸上の海事サービス提供者との間で、選択された航路計画と代替の航路計画の双方を情報交換、送受信することが可能であること。情報交換は航路計画の情報交換の標準的な形式（IEC 61174/IEC 63173-1）に従うべきであり、保護さ</p>	<p>1.1.11 航路計画及び航路監視並びに航海記録</p> <p>-1. 航路計画及び航路監視は、簡潔かつ信頼できる方法により実行できるものであること。</p> <p>-2. 安全等深線を横断又は航行禁止海域に侵入する際の警報及び表示並びに表 4 に示される警報又は表示については、該当する海域において航海用システム電子海図から得られる最も拡大した海図の情報に基づくものであること。</p> <p>-3. 航路計画</p> <p>(1) 航路計画は、直線区間、曲線区間の双方で実行できること。</p> <p>(2) 計画された航路を英数文字や映像を用いて、少なくとも次に示す修正が行えるものであること。</p> <p>(a) 航路上の経由点の追加</p> <p>(b) 航路上の経由点の削除</p> <p>(c) 経由点の位置の変更</p> <p>(3) 選択された航路以外に、1つ以上の代替の航路計画を立てることが可能であること。選択された航路は、その他の航路と明確に識別できるものであること。</p> <p>(新規)</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 11</p> <p>MSC530(106) Rev.1 11.1</p> <p>MSC530(106) Rev.1 11.2</p> <p>MSC530(106) Rev.1 11.3</p> <p>MSC530(106) Rev.1 11.3.1</p> <p>MSC530(106) Rev.1 11.3.4</p>

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>れた機械間の通信を可能にするために情報セキュリティ保護（IEC 63173-2）を含む標準的なサービスインターフェースを使用すべきである。</p> <p>受信した航路計画は、意図したものが表示されているか考慮するべきであり、航海計画のためにのみ電子情報表示装置に示されるべきである。受領した航路計画の使用は、船長の専門的判断及び裁量を尊重しつつ、SOLAS 条約第 V 章第 34 規則及び第 34-1 規則に従って船長が管理すべきである。</p> <p>(5) 交換された航路計画には、出航予定期刻と到着予定期刻を可能な限り合理的な精度で決めて、含めなければいけない。</p> <p>(6) 操船者が自船の安全等深線に対して自身が設定した距離よりも近い航路計画を立てた場合には、その旨の視覚的な表示がなされること。</p> <p>(7) 操船者が、航行禁止海域又は特に定める区域（表 3 参照）の操船者の選択できる項目の境界に近接した航路計画を立てた場合及び浮標、固定航路標識や孤立の危険物の操船者の選択できる項目に近接した航路計画を立てた場合には、その旨が視覚的に表示されること。操船者が選択できる項目と操船者の選択が表示されている項目は一致しなければならず、IHO 基準に基づいていていること。操船者が選択可能な項目で、選択しなかった項目について継続的に表示されること。また、選択しなかった項目の詳細についていつでも利用可能であること。</p> <p>(8) 操船者は(6), (7)について、IHO 基準により関連</p>		
	(新規)	MSC530(106) Rev.1 11.3.5
	(4) 操船者が自船の安全等深線を横切る航路計画を立てた場合には、その旨の表示がなされること。 (5) 操船者が、航行禁止海域又は特に定める区域（表 3 参照）の境界に近接した航路計画を立てた場合及び浮標、固定航路標識や孤立の危険物に近接した航路計画を立てた場合には、その旨が表示されること。	MSC530(106) Rev.1 11.3.6
	(新規)	MSC530(106) Rev.1 11.3.7

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>する水路情報の精度を考慮して選択できること。</p> <p>(9) IMO 決議 A.893 (21)に則って、計画された航路の評価、及び航路計画を行う過程の支援のために、完全な航路確認を実施することが可能であること。航路確認によって挙げられた障害物に対して、図示及び必要に応じて文章形式でレビューが可能であること。</p> <p>(10) 自動航路逸脱警報の作動基準となる計画された航路からの逸脱限界値については、操船者が設定できるものであること。</p> <p>-4. 航路監視</p> <p>(1) 表示海域内にある自船の位置及び選択された航路は、航路監視実行中、常に表示されること。</p> <p>(2) 航路監視実行中、自船を含まない海域の表示ができる（例えば前方監視や航路計画をするため）。これが、航路監視画面で実行される場合には、自動航路監視機能（例えば船舶位置の更新や、警報発令及び表示の実行等）が続行されること。単一の操作によって直ちに自船位置を含む航路監視画面に戻ることが可能であること。</p> <p>(3) 電子海図情報表示装置は、自船が安全等深線境界に近づいた際には、操船者が設定した時間または距離以内に警報と可視表示が発せられるものであること。また、操船者によって安全等深線の警報が解除された場合には、その情報を継続的に表示すること。</p> <p>(4) 電子海図情報表示装置は、操船者が設定した時</p>	<p>(新規)</p> <p>(6) 自動航路逸脱警報の作動基準となる計画された航路からの逸脱限界値については、操船者が設定できるものであること。</p> <p>-4. 航路監視</p> <p>(1) 表示海域内にある自船の位置及び選択された航路は、航路監視実行中、常に表示されること。</p> <p>(2) 航路監視実行中、自船を含まない海域の表示ができる（例えば前方を見たり、航路計画をするため）。これが、航路監視画面で実行される場合には、自動航路監視機能（例えば船舶位置の更新や、警報及び表示の実行等）が続行されること。単一の操作によって直ちに自船位置を含む航路監視画面に戻ることが可能であること。</p> <p>(3) 電子海図情報表示装置は、自船が安全等深線を横切ると見込まれる際には、操船者が設定した時間以内に警報が発せられるものであること。</p> <p>(4) 電子海図情報表示装置は、操船者が設定した時</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 11.3.8</p> <p>MSC530(106) Rev.1 11.3.9</p> <p>MSC530(106) Rev.1 11.4.2 「look ahead」の和訳修正</p> <p>MSC530(106) Rev.1 11.4.3</p> <p>MSC530(106) Rev.1 11.4.4</p>

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>間、または距離以内に自船が航行禁止海域又は特に定める区域（表 3 参照）の境界線に近づくと見込まれる場合には、操船者の選択に従って警告、可視注意報又は表示が行われ、関連する情報も表示されるものであること。操船者が選択できる項目と表示されている項目は一致しなければならず、IHO 基準に基づいていること。操船者が選択可能な項目で、選択しなかった項目について継続的に表示されること。また、選択しなかった項目の詳細についてはいつでも利用可能であること。</p> <p>(5) 操船者が航路計画の際に設定した場合、選択された航路から限界値を超える逸脱があった場合には、警報を発するものであること。</p> <p>(6) 現在のコースと速度を継続すると、規定した時間又は操船者により設定された距離を超えて、本船が操船者の安全等深線より浅い危険物（例えば、障害物、沈船、岩礁）又は航路標識に、操船者の設定距離より近い距離で航行する場合、警告、可視注意報、表示が行われ、関連する情報も表示されるものであること。操船者が選択できる項目と表示されている項目は一致しなければならず、IHO 基準に基づいていること。操船者が選択可能な項目で、選択しなかった項目について継続的に表示されること。また、選択しなかった項目の詳細についてはいつでも利用可能であること。</p> <p>(7) 選択された経路の現在または次の区間が、安全等深線から操船者が設定した距離よりも近くを</p>	<p>間以内に自船が航行禁止海域又は特に定める区域（表 3 参照）の境界線を横切ると見込まれる場合には、操船者の選択に従って警報又は表示が行われるものであること。</p> <p>(5) 計画された航路から限界値を超える逸脱があった場合には、警報を発するものであること。</p> <p>(6) 現在のコースと速度を継続すると、規定した時間又は操船者により設定された距離を超えて、本船が操船者の安全等深線より浅い危険物（例えば、障害物、沈船、岩礁）又は航路標識に、操船者の設定距離より近い距離で航行する場合、表示が行われるものであること。</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 11.4.5</p> <p>MSC530(106) Rev.1 11.4.6</p>
	(新規)	

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>航行する場合には、視覚的な表示が与えられること。</p> <p>(8) 選択された現在または次の区間の航路が、操船者が選択可能な航行禁止海域、または特に定める区域（表3参照）に操船者が設定した限界距離よりも近くを航行する場合には、視覚的な表示がされること。また、選択された航路が浮標、固定航路標識または孤立の危険物のような障害物に操船者が設定した限界距離よりも近くを航行する場合には視覚的に表示されること。操船者が選択できる項目と表示されている項目は一致しなければならず、IHO基準に基づいていること。</p> <p>(9) 操船者は(3), (4), (6), (7)及び(8)について、IHO基準により関連する水路情報の正確さを考慮して選択できること。</p> <p>(10) 自船の位置は、安全な航海に求められる精度を有する連続測位装置によること。可能な限り、別型式の独立した測位装置を備え、かつ、電子海図情報表示装置は両システムの違いを認識できることであること。</p> <p>(11) 電子海図情報表示装置は、測位装置からの入力が途絶えた場合、警告を発するものであること。電子海図情報表示装置は、測位装置からの警報発令又は表示を装置上に繰り返し示すものであること。</p> <p>(12) 電子海図情報表示装置は、設定した航路上の限界点に自船が到達すると見込まれる時間又は距離が、操船者による設定値に達した時に警告を</p>	(新規)	MSC530(106) Rev.1 11.4.7
		MSC530(106) Rev.1 11.4.8
	(新規)	
	<p>(7) 自船の位置は、安全な航海に求められる精度を有する連続測位装置によること。可能な限り、別型式の独立した測位装置を備え、かつ、電子海図情報表示装置は両システムの違いを認識できることであること。</p> <p>(8) 電子海図情報表示装置は、測位装置からの入力が途絶えた場合、警報を発するものであること。電子海図情報表示装置は、測位装置からの警報又は表示を装置上に繰り返し示すものであること。</p> <p>(9) 電子海図情報表示装置は、設定した航路上の限界点に自船が到達すると見込まれる時間又は距離が、操船者による設定値に達した時に警報を</p>	MSC530(106) Rev.1 11.4.9

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>発するものであること。</p> <p>(13) 測位装置及びシステムデータベースの地理的データは同一のものであること。これらのデータが相違する場合には、電子海図情報表示装置は警報を発すること。</p> <p>(14) 選択された航路に加えて代替航路も表示できること。選択された航路は、その他の航路と明確に識別されるものであること。選択された航路の修正及び代替航路への変更は、航行中、操船者によって可能であること。</p> <p>(15) 選択された航路が航海中に変更された場合、<u>更新された航路計画を陸上の海事サービス提供者に送付することが可能であること。</u> <u>陸上の海事サービス提供者から受領した航路計画を選択するには船長による確認が必要であること。</u></p> <p>(16) 次に示すものが表示できること。</p> <p>(a) 航跡に沿った通過時刻であって、1分以上120分以下の選択した間隔で自動入力されたもの及び必要に応じて手動入力されたもの。</p> <p>(b) 必要な数の点、自由に動かせる電子的な方位線、可変及び固定の距離目盛並びに表2に示した航海に必要なその他の記号。</p> <p>(17) 任意の位置の地理的座標を入力が可能であり、要求に応じてその位置を表示できること。また、表示器上で選択される任意の地点（特徴、記号又は位置）の地理的座標を要求に応じて表示できること。</p> <p>(18) 自船の地理的位置は手入力で調整できること。</p>	<p>発するものであること。</p> <p>(10) 測位装置及び<u>航海用システム電子海図</u>の地理的データは同一のものであること。これらのデータが相違する場合には、電子海図情報表示装置は警報を発すること。</p> <p>(11) 選択された航路に加えて代替航路も表示できること。選択された航路は、その他の航路と明確に識別されるものであること。選択された航路の修正及び代替航路への変更は、航行中、操船者によって可能であること。</p> <p>(新規)</p> <p>(12) 次に示すものが表示できること。</p> <p>(a) 航跡に沿った通過時刻であって、1分以上120分以下の選択した間隔で自動入力されたもの及び必要に応じて手動入力されたもの。</p> <p>(b) 必要な数の点、自由に動かせる電子的な方位線、可変及び固定の距離目盛並びに表2に示した航海に必要なその他の記号。</p> <p>(13) 任意の位置の地理的座標を入力が可能であり、要求に応じてその位置を表示できること。また、表示器上で選択される任意の地点（特徴、記号又は位置）の地理的座標を要求に応じて表示できること。</p> <p>(14) 自船の地理的位置は手入力で調整できること。</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 11.4.11</p> <p>MSC530(106) Rev.1 11.4.12</p> <p>MSC530(106) Rev.1 11.4.13</p> <p>MSC530(106) Rev.1 11.4.15</p>

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>この手入力による調整は、表示器に英数文字で表示され、操船者に変更されるまで維持されること。また、この変更は自動的に記録されること。</p> <p>(19) 電子海図情報表示装置は、手動で入力した方位と距離位置線を入力し描画することができ、求める自船位置を計算できること。計算結果の位置は推測航法の基点として用いることができるこ</p> <p>(20) 電子海図情報表示装置は、連続位置決定システムにより得られた位置と手動の観測により得られた位置の間の相違を表示できること。</p>	<p>この手入力による調整は、表示器に英数文字で表示され、操船者に変更されるまで維持されること。また、この変更は自動的に記録されること。</p> <p>(15) 電子海図情報表示装置は、手動で入力した方位と距離位置線を入力し描画することができ、求める自船位置を計算できること。計算結果の位置は推測航法の基点として用いることができるこ</p> <p>(16) 電子海図情報表示装置は、連続位置決定システムにより得られた位置と手動の観測により得られた位置の間の相違を表示できること。</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 Appendix4</p>

表3 特に定める区域

特に定める区域
<ul style="list-style-type: none"> ・航行分離区域 ・海岸に近い海域 ・制限海域 ・警戒海域 ・沖合生産海域 ・回避すべき海域 ・軍事練習海域 ・飛行艇、水上飛行機着水海域 ・潜水艦航行航路 ・錨地 ・使用者が定義する回避すべき海域 ・海洋農場、水産養殖場 ・特に影響しやすい海域（PSSA）

(備考)

電子海図情報表示装置は、表に示す海域を感知し、1.1.11-3.(7)及び1.1.11-4.(4)に基づいて警報又は表示を行うものであること。

表3 特に定める区域

特に定める区域
<ul style="list-style-type: none"> ・航行分離区域 ・海岸に近い海域 ・制限海域 ・警戒海域 ・沖合生産海域 ・回避すべき海域 ・軍事練習海域 ・飛行艇、水上飛行機着水海域 ・潜水艦航行航路 ・錨地 ・使用者が定義する回避すべき海域 ・海洋農場、水産養殖場 ・PSSA（特に影響しやすい海域）

(備考)

電子海図情報表示装置は、表に示す海域を感知し、1.1.11-3.(5)及び1.1.11-4.(4)に基づいて警報又は表示を行うものであること。

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新			旧			備考
表 4 警報発令及び表示			表 4 警報及び表示			
箇所	要求	情報	箇所	要求	情報	
1.1.11-4.(3)	警報	安全等深線に設定した距離よりも近づいた場合	1.1.11-4.(3)	警報	安全等深線交差	MSC530(106) Rev.1 Appendix5
1.1.11-4.(4)	警告, 可視注意 報又は表示	特殊条件海域に設定した距離よりも近づいた場合	1.1.11-4.(4)	警報又は表示	特殊条件海域	
1.1.11-4.(5)	警報	航路逸脱	1.1.11-4.(5)	警報	航路逸脱	
1.1.11-4.(6)	警告, 可視注意 報又は表示	航路監視モードで危険物に設定した距離よりも近づいた場合	(新規)			ECDIS の性能基準の並び順通りに並び替え。
1.1.11-4.(11)	警告	測位装置不良	(新規)			
1.1.11-4.(12)	警告	限界点接近	1.1.11-4.(9)	警報	限界点接近	
1.1.11-4.(13)	警告又は, 可視 注意報	地理的データの相違	1.1.11-4.(10)	警報	地理的データの相違	
1.1.14-2. (削除)	警告又は表示	電子海図情報表示装置の故障	1.1.14-2.	警報又は表示	電子海図情報表示装置の故障	
1.1.6(1)	表示	過拡大情報	1.1.13-2.	警報又は表示	電子海図情報表示装置の機能不全	
1.1.6(2)	表示	詳細な航海用電子海図が得られる	1.1.6(1)	表示	過拡大情報	
1.1.6(3)	表示	最小縮尺の為, 本船位置が表示されていない	1.1.6(2)	表示	詳細な航海用電子海図が得られる	
1.1.7-2.	表示	参照システムの相違	(新規)			
1.1.8-5.	表示	航海用電子海図が利用できない	1.1.7-2.	表示	参照システムの相違	
1.1.10-5.	表示	カスタマイズした表示	1.1.8-5.	表示	航海用電子海図が利用できない	
1.1.11-3.(6)	表示	安全等深線に設定した距離よりも近づく航路計画	1.1.10-5.	表示	カスタマイズした表示	
1.1.11-3.(7)	表示	特殊海域に設定した距離よりも近づく航路計画	1.1.11-3.(4)	表示	安全等深線交差航路計画	
(削除)			1.1.11-3.(5)	表示	特殊海域通過航路計画	
1.1.11-4.(7)	表示	航路監視モードで安全等深線に設定値よりも近づく場合	1.1.11-4.(8)	警報	測位装置不良	
1.1.11-4.(8)	表示	航路監視モードで危険物に設定値よりも近づく場合	(新規)			
1.1.14-1.	表示	システム試験不良	1.1.11-4.(6)	表示	航路監視モードで危険物と交差する	
(備考)			1.1.14-1.	表示	システム試験不良	

本附属書において表示器及び警報器の定義は, IMO 刊行物「Code on Alarms and

(備考)
本附属書において表示器及び警報器の定義は, IMO 刊行物「Code on Alarms and

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>Indicators, <u>2009</u>」(IMO-A.1021(26))、及び「Performance standards for bridge alert management」(IMO-MSC.302(87))に定められる次のものを適用する。</p> <p>「警報発令」：注意を要する状況を知らせる可視又は可聴の通知。警報発令の優先度は、警報、警告、可視注意報の順である。</p> <p>「表示」：システム又は設備の状況についての情報を提供する可視表示。</p> <p>-5. 航海記録</p> <p>(1) 電子海図情報表示装置は、航海の再現に必要な詳細な要素を保存、再生することができる。また、直前の 12 時間に使用された公式データベースを確認できること。さらに、次のデータを 1 分間隔で記録することができること。</p> <p>(a) 自船の航跡記録を確認するための、時刻、位置、船首方位及び速力</p> <p>(b) 使用された公式データ記録を確認するための、航海用電子海図の情報源、版、日付、セル及び更新履歴</p> <p>(c) 安全等深線、前方監視及び航路監視の為の警報発令の設定等の変更</p> <p>(2) 電子海図情報表示装置は前(1)(b)及び(c)の情報を航海情報記録装置に出力できること。</p> <p>(3) 電子海図情報表示装置は、4 時間を越えない間隔で航海中のすべての航跡及び時刻を記録すること。</p> <p>(4) 記録された情報は改ざん及び変更が不可能なものであること。</p> <p>(5) 電子海図情報表示装置は、航跡及び直前の 12 時間の記録を保存できること。</p>	<p>Indicators, <u>1995</u>」(IMO-A.830(19))に定められる次のものを適用する。</p> <p>「警報」：注意を要する状況を知らせる可聴又は可視可聴の警報。</p> <p>「表示」：システム又は設備の状況についての情報を提供する可視表示。</p> <p>-5. 航海記録</p> <p>(1) 電子海図情報表示装置は、航海の再現に必要な詳細な要素を保存、再生することができる。また、直前の 12 時間に使用された公式データベースを確認できること。さらに、次のデータを 1 分間隔で記録することができること。</p> <p>(a) 自船の航跡記録を確認するための、時刻、位置、船首方位及び速力</p> <p>(b) 使用された公式データ記録を確認するための、航海用電子海図の情報源、版、日付、セル及び更新履歴</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 電子海図情報表示装置は、4 時間を越えない間隔で航海中のすべての航跡及び時刻を記録すること。</p> <p>(3) 記録された情報は改ざん及び変更が不可能なものであること。</p> <p>(4) 電子海図情報表示装置は、航跡及び直前の 12 時間の記録を保存できること。</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 Appendix5 の原文の「alert」「alarm」「warning」「caution」の和訳は、JIS F 0420 を参考にした</p> <p>MSC530(106) Rev.1 11.5.1</p> <p>MSC530(106) Rev.1 11.5.2</p>

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>1.1.12 計算と精度</p> <p>-1. 電子海図情報表示装置に使用されるすべての計算機の精度は、出力機器の影響を受けず、<u>システムデータベース</u>の精度と矛盾しないこと。</p>	<p>1.1.12 計算と精度</p> <p>-1. 電子海図情報表示装置に使用されるすべての計算機の精度は、出力機器の影響を受けず、<u>航海用システム電子海図</u>の精度と矛盾しないこと。</p>	MSC530(106) Rev.1 12.1
<p>1.1.13 他の設備との接続（IEC61162 参照）</p> <p>-2. 電子海図情報表示装置は、<u>測位装置</u>、ジャイロコンパス、<u>船速距離計</u>の情報を供給するシステムと接続されること。ジャイロコンパスを設置しない船舶にあっては、船首方位伝達装置に接続しなければならない。</p>	<p>1.1.13 他の設備との接続（IEC61162 参照）</p> <p>-2. 電子海図情報表示装置は、<u>船首方位</u>、ジャイロコンパス、速力及び距離測定装置の情報を供給するシステムと接続されること。ジャイロコンパスを設置しない船舶にあっては、船首方位伝達装置に接続しなければならない。</p>	<p>ECDIS の性能基準 15.2 では、 position fixing system なので正しい装置名“測位装置”に修正する。</p> <p>また、同性能基準の speed and distance measuring device も安全設備規則内での表現「船速距離計」に合わせる。</p>
<p>-3. 電子海図情報表示装置は、外部装置に<u>システムデータベース</u>の情報を供給する手段を設けること。</p>	<p>-3. 電子海図情報表示装置は、外部装置に<u>航海用システム電子海図</u>情報を供給する手段を設けること。</p>	MSC530(106) Rev.1 15.3
<p>1.1.14 性能試験と故障に関する警報発令及び表示</p> <p>-1. (省略)</p> <p>-2. システムの故障に際して、電子海図情報表示装置は、適切な<u>警告</u>又は表示を行うものであること。</p>	<p>1.1.14 性能試験と故障に関する警報及び表示</p> <p>-1. (省略)</p> <p>-2. システムの故障に際して、電子海図情報表示装置は、適切な<u>警報</u>又は表示を行うものであること。</p>	MSC530(106) Rev.1 13
<p>1.1.16 電源</p> <p>-1. 電子海図情報表示装置及びその通常の機能に必要なすべての機器は、<u>SOLAS</u> 条約 II-1 章の適切な要件を満たす非常用電源により動作できるものであること。</p>	<p>1.1.16 電源</p> <p>-1. 電子海図情報表示装置及びその通常の機能に必要なすべての機器は、<u>1974年 SOLAS</u> 条約 II-1 章の適切な要件を満たす非常用電源により動作できるものであること。</p>	MSC530(106) Rev.1 16.1

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
付録1 バックアップ装置の要件	付録1 バックアップ装置の要件	
1.1 バックアップ装置の要件	1.1 バックアップ装置の要件	
1.1.2 目的 電子海図情報表示装置のバックアップ装置の目的は、電子海図情報表示装置の故障時に安全な航海を確保することにある。これには、航海の危機的状況においてバックアップ装置への切り替えが迅速に行われるなどを含む。バックアップ装置は、それを搭載する船舶が目的地まで安全に航行することができるべきである。	1.1.2 目的 電子海図情報表示装置のバックアップ装置の目的は、電子海図情報表示装置の故障時に安全な航海を確保することにある。これには、航海の危機的状況においてバックアップ装置への切り替えが迅速に行われるなどを含む。バックアップ装置は、それを搭載する船舶が目的地まで安全に航行することができるものであること。	MSC530(106) Rev.1 Appendix6 2
1.1.3 機能要件 (-1.及び-2.は省略) -3. 故障, 警報発令及び表示 電子機器が使用される装置にあっては、システム故障時に適切な警告又は表示が行われるものであること。	1.1.3 機能要件 (-1.及び-2.は省略) -3. 故障, 警告, 警報及び表示 電子機器が使用される装置にあっては、システム故障時に適切な警報又は表示が行われるものであること。	MSC530(106) Rev.1 Appendix6 3.3
1.1.6 他の装置との接続 -1. 電子機器が使用される場合、他の装置との接続については次によること。 (1) <u>測位装置, ジャイロコンパス, 船速距離計</u> と接続されること。 <u>ジャイロコンパスを有していない船舶に関しては、電子海図情報表示装置を船首方位伝達装置に接続すること。</u> (2) センサー情報を提供するいずれの装置の性能も	1.1.6 他の装置との接続 -1. 電子機器が使用される場合、他の装置との接続については次によること。 (1) <u>連続測位能力を有する装置</u> と接続されること。 (2) センサー情報を提供するいずれの装置の性能も	MSC530(106) Rev.1 Appendix6 6.1

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>低下させるものでないこと。</p> <p>付録 2 ラスター海図表示装置</p> <p>1.1.2 一般 (-1.及び-2.は省略)</p> <p>-3. ラスター海図表示装置は、政府から認可された海図製作所又は、<u>SOLAS 第 V 章 19 規則及び 27 規則で規定されるその他の関連政府機関</u>が製作並びに配布する安全で効率的な航海に不可欠な<u>航海情報</u>をすべて表示できること。</p> <p>-4. ラスター海図表示装置は、<u>ラスター海図</u>について簡潔で信頼性のある更新を行うことができるものであること。</p> <p>-5. ラスター海図表示装置は、その使用により、紙の海図及び紙の航海用刊行物を使用する場合に比べ航海にかかる業務量が軽減されるものであること。ラスター海図表示装置は、紙の海図を使用して行ってきた航路計画、航路監視及び位置確認のすべてを使い易く、かつ、時宜にかなった方法で実行できるものであること。また、船舶の位置を連続的に表示、<u>監視</u>及び<u>記録</u>することができるものであること。</p> <p>-6. (省略) (削除)</p>	<p>低下させるものでないこと。</p> <p>付録 2 ラスター海図表示装置</p> <p>1.1.2 一般 (-1.及び-2.は省略)</p> <p>-3. ラスター海図表示装置は、政府から認可された海図製作所が製作並びに配布する安全で効率的な航海に不可欠な<u>海図情報</u>をすべて表示できるものであること。</p> <p>-4. ラスター海図表示装置は、<u>電子海図</u>について簡潔で信頼性のある更新を行うことができるものであること。</p> <p>-5. ラスター海図表示装置は、その使用により、紙の海図を使用する場合に比べ航海にかかる業務量が軽減されるものであること。ラスター海図表示装置は、紙の海図を使用して行ってきた航路計画、航路監視及び位置確認のすべてを使い易く、かつ、時宜にかなった方法で実行できるものであること。また、船舶の位置を連続的に表示できるものであること。</p> <p>-6. (省略)</p> <p>-7. ラスター海図表示装置は、政府から認可された海図製作所が発行する海図と同等以上の信頼性と情報表示能力を備えること。</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 1.3</p> <p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 1.4</p> <p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 1.5</p> <p>-8.へ移設。 MSC530(106) Rev.1 Appendix7 の並び順通りにする。</p>

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>-7. ラスター海図表示装置は、表示される情報又は装置の故障に関して、適切な警報発令又は表示を行うものであること。（表2参照）</p> <p><u>-8. ラスター海図表示装置は、政府から認可された海図製作所が発行する海図と同等以上の信頼性と情報表示能力を備えること。</u></p> <p>1.1.3 基準の適用 (-1.及び-2.は省略)</p> <p>-3. 海図データ構造及び形式、暗号化並びに表示に対する要件は、関連の IHO 基準の総則中にある。</p> <p>-4. 決議 A.694(17)に記載される一般要件及び決議 MSC.191(79)（その後の改正を含む）に記載される表示要件に加えて、ラスター海図表示装置の設備はこれらの基準要求に適合し、IMO により採択された人間工学的基準に係る指針に従つたものとすること。</p> <p>1.1.4 用語 -1. (省略) -2. ラスター海図表示装置の用語に関する詳細は、IHO 特別刊行物 S-32 附属書<u>1</u>による。</p> <p>1.1.6 海図情報の提供及び更新 (-1.から-3.は省略) (削除) -4. ラスター海図表示装置は、ラスター海図データの IHO 基準を満たす公式の更新が行えるものであるこ</p>	<p>-8. ラスター海図表示装置は、表示される情報又は装置の故障に関して、適切な警報又は表示を行うものであること。（表2参照） (新規)</p> <p>1.1.3 基準の適用 (-1.及び-2.は省略)</p> <p>-3. 海図データの構造及び形式、<u>海図データの暗号化</u>並びに<u>海図データの表示</u>に対する要件は、関連の IHO 基準の総則中にある。</p> <p>-4. 決議 A.694(17)に記載される一般要件及び決議 MSC.191(79)に記載される表示要件に加えて、ラスター海図表示装置の設備はこれらの基準要求に適合し、IMO により採択された人間工学的基準に係る指針に従つたものとすること。</p> <p>1.1.4 用語 -1. (省略) -2. ラスター海図表示装置の用語に関する詳細は、IHO 特別刊行物 S-32 附属書<u>3</u>による。</p> <p>1.1.6 海図情報の提供及び更新 (-1.から-3.は省略) -4. 更新事項は、ラスター海図と別に保管されること。 -5. ラスター海図表示装置は、ラスター海図データの IHO 基準を満たす公式の更新が行えるものであるこ</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 1.7</p> <p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 1.8</p> <p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 2.3</p> <p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 2.4</p> <p>誤記修正</p> <p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 旧 4.4 の内容削除による</p> <p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7</p>

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>と。この更新は、自動的にシステム・ラスター海図データベースに反映されること。いかなる形で更新されようとも、これに関連する手順は使用中の表示を妨げるものであってはならない。</p> <p>-5. ラスター海図表示装置は、ラスター海図データの最終的な採用に先立ち、確認のための簡単な手入力による更新を行えるものであること。これらは表示器上においてラスター海図情報及びその公式の更新と識別可能であって、表示器の読みやすさに影響を与えないものであること。</p> <p>-6. ラスター海図表示装置は、システム・ラスター海図データベースへの変換日時を含む更新の記録を保存し要求に応じて表示できること。また、この記録は新版に代わるまでそれぞれのラスター海図に対する更新情報を含むこと。</p> <p>-7. ラスター海図表示装置は、操船者がデータ更新の内容及びそれらがシステム・ラスター海図データベースへ読み込まれたことを確認するために、更新情報を表示できること。</p>	<p>と。この更新は、自動的にシステム・ラスター海図データベースに反映されること。いかなる形で更新されようとも、これに関連する手順は使用中の表示を妨げるものであってはならない。</p> <p>-6. ラスター海図表示装置は、ラスター海図データの最終的な採用に先立ち、確認のための簡単な手入力による更新を行えるものであること。これらは表示器上においてラスター海図情報及びその公式の更新と識別可能であって、表示器の読みやすさに影響を与えないものであること。</p> <p>-7. ラスター海図表示装置は、システム・ラスター海図データベースへの変換日時を含む更新の記録を保存し要求に応じて表示できること。また、この記録は新版に代わるまでそれぞれのラスター海図に対する更新情報を含むこと。</p> <p>-8. ラスター海図表示装置は、操船者がデータ更新の内容及びそれらがシステム・ラスター海図データベースへ読み込まれたことを確認するために、更新情報を表示できること。</p>	<p>4.4</p> <p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 4.5</p> <p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 4.6</p>
<p>1.1.7 縮尺</p> <p>ラスター海図表示装置は、次に示す事項について表示できるものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報がラスター海図情報中のものよりも拡大された縮尺で表示されていること。 (2) 自船の位置が、表示器に提供されているラスター海図よりも大きな縮尺のもので網羅されること。 (3) 表示している縮尺が最小になることにより、自 	<p>1.1.7 縮尺</p> <p>ラスター海図表示装置は、次に示す事項について表示できるものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報がラスター海図情報中のものよりも拡大された縮尺で表示されていること。 (2) 自船の位置が、表示器よりも大きな縮尺でラスター海図に記載されていること。 <p>(新規)</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 6</p> <p>和訳修正</p>

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考																																																																		
<p><u>船の位置情報が表示されていないこと。</u></p> <p>1.1.9 表示モード及び隣接海域の表示 (-1.から-4.は省略)</p> <p>-5. ラスター海図表示装置の表示器により範囲になった領域が、航海に利用するための適切な縮尺のラスター海図が無い海域を含む場合、それらの海域を代表する領域が、紙の海図を参照するよう操船者に指示（<u>表2</u>参照）できること。</p> <p>表2 ラスター海図表示モードで動作中の警報発令及び表示</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所</th> <th>要求</th> <th>情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1.12-3.(3)</td> <td>警報</td> <td>航路逸脱</td> </tr> <tr> <td>1.1.12-3.(13)</td> <td>警告</td> <td>限界点、線、海域、操船者が入力した地点接近</td> </tr> <tr> <td>1.1.12-3.(5)</td> <td>警告</td> <td>測位装置不良</td> </tr> <tr> <td>1.1.12-3.(6)</td> <td>警告</td> <td>限界点接近</td> </tr> <tr> <td>1.1.12-3.(7)</td> <td>警報又は表示</td> <td>地理的データの相違</td> </tr> <tr> <td>1.1.15-2.</td> <td>警報又は表示</td> <td>ラスター海図表示モード故障</td> </tr> <tr> <td>1.1.5-9.</td> <td>表示</td> <td>電子海図情報表示装置ラスターモード動作中</td> </tr> <tr> <td>1.1.7(1)</td> <td>表示</td> <td>情報不足拡大又は過拡大</td> </tr> <tr> <td>1.1.7(2)</td> <td>表示</td> <td>詳細なラスター海図が得られる。</td> </tr> <tr> <td>1.1.9-5.</td> <td>表示</td> <td>ラスター海図が利用できない</td> </tr> </tbody> </table>	箇所	要求	情報	1.1.12-3.(3)	警報	航路逸脱	1.1.12-3.(13)	警告	限界点、線、海域、操船者が入力した地点接近	1.1.12-3.(5)	警告	測位装置不良	1.1.12-3.(6)	警告	限界点接近	1.1.12-3.(7)	警報又は表示	地理的データの相違	1.1.15-2.	警報又は表示	ラスター海図表示モード故障	1.1.5-9.	表示	電子海図情報表示装置ラスターモード動作中	1.1.7(1)	表示	情報不足拡大又は過拡大	1.1.7(2)	表示	詳細なラスター海図が得られる。	1.1.9-5.	表示	ラスター海図が利用できない	<p>1.1.9 表示モード及び隣接海域の表示 (-1.から-4.は省略)</p> <p>-5. ラスター海図表示装置の表示器により範囲になった領域が、航海に利用するための適切な縮尺のラスター海図が無い海域を含む場合、それらの海域を代表する領域が、紙の海図を参照するよう操船者に指示（<u>表3</u>参照）できること。</p> <p>表2 ラスター海図表示モードで動作中の警報及び表示</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所</th> <th>要求</th> <th>情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1.12-3.(3)</td> <td>警報</td> <td>航路逸脱</td> </tr> <tr> <td>1.1.12-3.(13)</td> <td>警報</td> <td>限界点、線、海域、操船者が入力した地点接近</td> </tr> <tr> <td>1.1.12-3.(5)</td> <td>警報</td> <td>測位装置不良</td> </tr> <tr> <td>1.1.12-3.(6)</td> <td>警報</td> <td>限界点接近</td> </tr> <tr> <td>1.1.12-3.(7)</td> <td>警報又は表示</td> <td>地理的データの相違</td> </tr> <tr> <td>1.1.15-2.</td> <td>警報又は表示</td> <td>ラスター海図表示モード故障</td> </tr> <tr> <td>1.1.5-9.</td> <td>表示</td> <td>電子海図情報表示装置ラスターモード動作中</td> </tr> <tr> <td>1.1.7(1)</td> <td>表示</td> <td>情報不足拡大又は過拡大</td> </tr> <tr> <td>1.1.7(2)</td> <td>表示</td> <td>詳細なラスター海図が得られる。</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	箇所	要求	情報	1.1.12-3.(3)	警報	航路逸脱	1.1.12-3.(13)	警報	限界点、線、海域、操船者が入力した地点接近	1.1.12-3.(5)	警報	測位装置不良	1.1.12-3.(6)	警報	限界点接近	1.1.12-3.(7)	警報又は表示	地理的データの相違	1.1.15-2.	警報又は表示	ラスター海図表示モード故障	1.1.5-9.	表示	電子海図情報表示装置ラスターモード動作中	1.1.7(1)	表示	情報不足拡大又は過拡大	1.1.7(2)	表示	詳細なラスター海図が得られる。	(新規)			<p>規則修正。 参照すべき表が誤っていたので修正。</p> <p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 Table1</p> <p>1.1.9-5.から参照できる箇所を作成</p>
箇所	要求	情報																																																																		
1.1.12-3.(3)	警報	航路逸脱																																																																		
1.1.12-3.(13)	警告	限界点、線、海域、操船者が入力した地点接近																																																																		
1.1.12-3.(5)	警告	測位装置不良																																																																		
1.1.12-3.(6)	警告	限界点接近																																																																		
1.1.12-3.(7)	警報又は表示	地理的データの相違																																																																		
1.1.15-2.	警報又は表示	ラスター海図表示モード故障																																																																		
1.1.5-9.	表示	電子海図情報表示装置ラスターモード動作中																																																																		
1.1.7(1)	表示	情報不足拡大又は過拡大																																																																		
1.1.7(2)	表示	詳細なラスター海図が得られる。																																																																		
1.1.9-5.	表示	ラスター海図が利用できない																																																																		
箇所	要求	情報																																																																		
1.1.12-3.(3)	警報	航路逸脱																																																																		
1.1.12-3.(13)	警報	限界点、線、海域、操船者が入力した地点接近																																																																		
1.1.12-3.(5)	警報	測位装置不良																																																																		
1.1.12-3.(6)	警報	限界点接近																																																																		
1.1.12-3.(7)	警報又は表示	地理的データの相違																																																																		
1.1.15-2.	警報又は表示	ラスター海図表示モード故障																																																																		
1.1.5-9.	表示	電子海図情報表示装置ラスターモード動作中																																																																		
1.1.7(1)	表示	情報不足拡大又は過拡大																																																																		
1.1.7(2)	表示	詳細なラスター海図が得られる。																																																																		
(新規)																																																																				

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考																																																						
(削除)	<p style="text-align: center;">表 3 警報及び表示</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>箇所</th> <th>要求</th> <th>情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1.11-4.(3)</td> <td>警報</td> <td>安全等深線交差</td> </tr> <tr> <td>1.1.11-4.(4)</td> <td>警報又は表示</td> <td>特殊条件海域</td> </tr> <tr> <td>1.1.11-4.(5)</td> <td>警報</td> <td>航路逸脱</td> </tr> <tr> <td>1.1.11-4.(9)</td> <td>警報</td> <td>限界点接近</td> </tr> <tr> <td>1.1.11-4.(10)</td> <td>警報</td> <td>地理的データの相違</td> </tr> <tr> <td>1.1.14-2.</td> <td>警報又は表示</td> <td>電子海図情報表示装置の故障</td> </tr> <tr> <td>1.1.13-2.</td> <td>警報又は表示</td> <td>電子海図情報表示装置の機能不全</td> </tr> <tr> <td>1.1.6(1)</td> <td>表示</td> <td>過拡大情報</td> </tr> <tr> <td>1.1.6(2)</td> <td>表示</td> <td>詳細な航海用電子海図が得られる</td> </tr> <tr> <td>1.1.7-2.</td> <td>表示</td> <td>参照システムの相違</td> </tr> <tr> <td>1.1.8-5.</td> <td>表示</td> <td>航海用電子海図が利用できない</td> </tr> <tr> <td>1.1.10-5.</td> <td>表示</td> <td>カスタマイズした表示</td> </tr> <tr> <td>1.1.11-3.(4)</td> <td>表示</td> <td>安全等深線交差航路計画</td> </tr> <tr> <td>1.1.11-3.(5)</td> <td>表示</td> <td>特殊海域通過航路計画</td> </tr> <tr> <td>1.1.11-4.(8)</td> <td>警報</td> <td>測位装置不良</td> </tr> <tr> <td>1.1.11-4.(6)</td> <td>表示</td> <td>航路監視モードで危険物と交差する</td> </tr> <tr> <td>1.1.14-1.</td> <td>表示</td> <td>システム試験不良</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 本附属書において表示器及び警報器の定義は、IMO 刊行物「Code on Alarms and Indicators, 1995」(IMO-A.830(19)) に定められる次のものを適用する。 「警報」：注意を要する状況を知らせる可聴又は可視可聴の警報。 「表示」：システム又は設備の状況についての情報を提供する可視表示。</p>	箇所	要求	情報	1.1.11-4.(3)	警報	安全等深線交差	1.1.11-4.(4)	警報又は表示	特殊条件海域	1.1.11-4.(5)	警報	航路逸脱	1.1.11-4.(9)	警報	限界点接近	1.1.11-4.(10)	警報	地理的データの相違	1.1.14-2.	警報又は表示	電子海図情報表示装置の故障	1.1.13-2.	警報又は表示	電子海図情報表示装置の機能不全	1.1.6(1)	表示	過拡大情報	1.1.6(2)	表示	詳細な航海用電子海図が得られる	1.1.7-2.	表示	参照システムの相違	1.1.8-5.	表示	航海用電子海図が利用できない	1.1.10-5.	表示	カスタマイズした表示	1.1.11-3.(4)	表示	安全等深線交差航路計画	1.1.11-3.(5)	表示	特殊海域通過航路計画	1.1.11-4.(8)	警報	測位装置不良	1.1.11-4.(6)	表示	航路監視モードで危険物と交差する	1.1.14-1.	表示	システム試験不良	<p>規則修正。 ラスター海図の警報及び表示の要件は、表 2 であり、表 3 はラスター海図の要件として不適切。従って表 3 は削除する。</p>
箇所	要求	情報																																																						
1.1.11-4.(3)	警報	安全等深線交差																																																						
1.1.11-4.(4)	警報又は表示	特殊条件海域																																																						
1.1.11-4.(5)	警報	航路逸脱																																																						
1.1.11-4.(9)	警報	限界点接近																																																						
1.1.11-4.(10)	警報	地理的データの相違																																																						
1.1.14-2.	警報又は表示	電子海図情報表示装置の故障																																																						
1.1.13-2.	警報又は表示	電子海図情報表示装置の機能不全																																																						
1.1.6(1)	表示	過拡大情報																																																						
1.1.6(2)	表示	詳細な航海用電子海図が得られる																																																						
1.1.7-2.	表示	参照システムの相違																																																						
1.1.8-5.	表示	航海用電子海図が利用できない																																																						
1.1.10-5.	表示	カスタマイズした表示																																																						
1.1.11-3.(4)	表示	安全等深線交差航路計画																																																						
1.1.11-3.(5)	表示	特殊海域通過航路計画																																																						
1.1.11-4.(8)	警報	測位装置不良																																																						
1.1.11-4.(6)	表示	航路監視モードで危険物と交差する																																																						
1.1.14-1.	表示	システム試験不良																																																						
<p>1.1.12 航路計画、航路計画の情報交換及び航路監視並びに航海記録</p> <p>-1. 航路計画、航海計画の情報交換及び航路監視は、簡潔、かつ、信頼できる方法により実行できるものであること。</p> <p>-2. 航路計画</p>	<p>1.1.12 航路計画及び航路監視並びに航海記録</p> <p>-1. 航路計画及び航路監視は、簡潔、かつ、信頼できる方法により実行できるものであること。</p> <p>-2. 航路計画</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 11</p> <p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 11.</p>																																																						

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
(1) 航路計画は、直線区間、曲線区間の双方で実行できること。 (2) 計画された航路を英数文字や映像を用いて、少なくとも次に示す修正が行えるものであること。 (a) 航路上の経由点の追加 (b) 航路上の経由点の削除 (c) 経由点の位置の変更 (3) 選択された航路以外に、1つ以上の代替の航路計画を立てることが可能であること。選択された航路は、その他の航路と明確に識別できるものであること。 (4) <u>陸上の海事サービス提供者との間で、選択された航路計画と代替の航路計画の双方を情報交換、送受信することが可能であること。情報交換は航路計画の情報交換の標準的な形式（IEC 61174/IEC 63173-1）に従うべきであり、保護された機械間の通信を可能にするために情報セキュリティ保護（IEC 63173-2）を含む標準的なサービスインターフェースを使用すべきである。</u> <u>受信した航路計画は、意図したものが表示されているか考慮するべきであり、航海計画の目的のためにのみ電子情報表示装置に示されるべきである。受領した航路計画の使用は、船長の専門的判断及び裁量を尊重しつつ、SOLAS 条約第 V 章第 34 規則及び第 34-1 規則に従って船長が管理すべきである。</u> (5) <u>交換された航路計画には、出航予定期刻と到着予定期刻を可能な限り合理的な精度で決めて、</u>	(1) 航路計画は、直線区間、曲線区間の双方で実行できること。 (2) 計画された航路を英数文字や映像を用いて、少なくとも次に示す修正が行えるものであること。 (a) 航路上の経由点の追加 (b) 航路上の経由点の削除 (c) 経由点の位置の変更 (3) 選択された航路以外に、1つ以上の代替の航路計画を立てることが可能であること。選択された航路は、その他の航路と明確に識別できるものであること。 (新規)	MSC530(106) Rev.1 Appendix7 11.3

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>含めなければいけない。</p> <p>(6) 自動航路逸脱警報の作動基準となる計画された航路からの逸脱限界値については、操船者が設定できるものであること。</p> <p>(削除)</p> <p>-3. 航路監視</p> <p>(1) 表示海域内にある自船の位置及び選択された航路は、航路監視実行中、常に表示されること。</p> <p>(2) 航路監視実行中、自船を含まない海域の表示ができること（例えば前方監視、航路計画をするため）。これが、航路監視画面で実行される場合には、<u>(5)</u>及び<u>(6)</u>に示す自動航路監視機能が続行されること。单一の操作によって直ちに自船位置を含む航路監視画面に戻ることが可能であること。</p> <p>(3) 計画された航路から限界値を超える逸脱があった場合には、警報を発するものであること。</p> <p>(4) 自船の位置は、安全な航海に求められる精度を有する連続測位装置によること。可能な限り、別型式の独立した測位装置を備え、かつ、ラスター海図表示装置は両システムの違いを認識できることであること。</p> <p>(5) ラスター海図表示装置は、測位装置からの入力が途絶えた場合、警報を発するものであるこ</p>	<p>(4) 自動航路逸脱警報の作動基準となる計画された航路からの逸脱限界値については、操船者が設定できるものであること。</p> <p>(5) <u>自動警報器を作動させるための点、線及び海域は、操船者によって入力可能であること。これらを表示することがシステム・ラスター海図データベースの機能を妨げてはならず、またそれらはシステム・ラスター海図データベース情報と明確に識別できること。</u></p> <p>-3. 航路監視</p> <p>(1) 表示海域内にある自船の位置及び選択された航路は、航路監視実行中、常に表示されること。</p> <p>(2) 航路監視実行中、自船を含まない海域の表示ができること（例えば前方を見たり、航路計画をするため）。これが、航路監視画面で実行される場合には、<u>-2.(4)</u>及び<u>(5)</u>に示す自動航路監視機能が続行されること。单一の操作によって直ちに自船位置を含む航路監視画面に戻ることが可能であること。</p> <p>(3) 計画された航路から限界値を超える逸脱があった場合には、警報を発するものであること。</p> <p>(4) 自船の位置は、安全な航海に求められる精度を有する連続測位装置によること。可能な限り、別型式の独立した測位装置を備え、かつ、ラスター海図表示装置は両システムの違いを認識できることであること。</p> <p>(5) ラスター海図表示装置は、測位装置からの入力が途絶えた場合、警報を発するものであるこ</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 11.4</p> <p>誤記修正</p>

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
と。ラスター海図表示装置は、測位装置からの警報発令又は表示をラスター海図表示装置上に表示の形で繰り返すものであること。	と。ラスター海図表示装置は、測位装置からの警報又は表示をラスター海図表示装置上に表示の形で繰り返すものであること。	
(6) ラスター海図表示装置は、設定した航路上の限界点に自船が到達すると見込まれる時間又は距離が、操船者による設定値以下になった時に警報を発するものであること。	(6) ラスター海図表示装置は、設定した航路上の限界点に自船が到達すると見込まれる時間又は距離が、操船者による設定値以下になった時に警報を発するものであること。	
(7) ラスター海図表示装置は、WGS-84 又は PE-90 の地理的データを参照したデータのみを受理するものであること。位置データがこれらの基準を参照していないとき、ラスター海図表示装置は警報を発するものであること。表示されたラスター海図が WGS 84 又は PE-90 データを参照できない場合、継続して表示を行うものであること。	(7) ラスター海図表示装置は、WGS-84 又は PE-90 の地理的データを参照したデータのみを受理するものであること。位置データがこれらの基準を参照していないとき、ラスター海図表示装置は警報を発するものであること。表示されたラスター海図が WGS 84 又は PE-90 データを参照できない場合、継続して表示を行うものであること。	
(8) 選択された航路に加えて代替航路も表示できること。選択された航路は、その他の航路と明確に識別されるものであること。選択された航路の修正及び代替航路への変更は、航行中、操船者によって可能であること。	(8) 選択された航路に加えて代替航路も表示できること。選択された航路は、その他の航路と明確に識別されるものであること。選択された航路の修正及び代替航路への変更は、航行中、操船者によって可能であること。	
(9) 選択された航路が航海中に変更された場合、更新された航路計画を陸上の海事サービス提供者に送付することが可能であること。陸上の海事サービス提供者から受領した航路計画を選択するには船長による確認が必要であること。	(新規)	
(10) 次に示すものが表示できること。 (a) 航跡に沿った通過時刻であって、1 分以上 120 分以下の選択した間隔の自動入力されたもの及び必要に応じて手動入力されたも	(9) 次に示すものが表示できること。 (a) 航跡に沿った通過時刻であって、1 分以上 120 分以下の選択した間隔の自動入力されたもの及び必要に応じて手動入力されたも	

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>の。</p> <p>(b) 必要な数の点、自由に動かせる電子的な方位線、可変及び固定の距離目盛り並びに表 1 に示した航海に必要なその他の記号。</p> <p>(11) 任意の地点の地理的座標を入力でき、要求に応じてその位置を表示できること。また、表示器上で選択される任意の地点（特徴、記号又は位置）の地理的座標を要求に応じて表示できること。</p> <p>(12) 自船の地理的位置は手入力で調整できること。この手入力による調整は、表示器に英数文字で表示され、操船者に変更されるまで維持されること。また、この変更は自動的に記録されること。</p> <p>(13) ラスター海図表示装置は、海図の一部の誤りを補正するために操船者が手動でシステム・ラスター海図データベースを位置データと共に整列させることができること。</p> <p>(14) 自船が点若しくは線を通過するか又は操船者が入力した地点に到達すると見込まれる時間又は距離が設定値以下になった場合に、自動的に警報を発することができること。</p> <p>-4. 航海記録</p> <p>(1) ラスター海図表示装置は、航海の再現に必要な詳細な要素を保存、再生することができること。また、直前の 12 時間に使用された公式データベースを確認できること。さらに、次のデータを 1 分間隔で記録することができること。</p> <p>(a) 自船の航跡記録を確認するための、時刻、</p>	<p>の。</p> <p>(b) 必要な数の点、自由に動かせる電子的な方位線、可変及び固定の距離目盛り並びに表 1 に示した航海に必要なその他の記号。</p> <p>(10) 任意の地点の地理的座標を入力でき、要求に応じてその位置を表示できること。また、表示器上で選択される任意の地点（特徴、記号又は位置）の地理的座標を要求に応じて表示できること。</p> <p>(11) 自船の地理的位置は手入力で調整できること。この手入力による調整は、表示器に英数文字で表示され、操船者に変更されるまで維持されること。また、この変更は自動的に記録されること。</p> <p>(12) ラスター海図表示装置は、海図の一部の誤りを補正するために操船者が手動でシステム・ラスター海図データベースを位置データと共に整列させることができること。</p> <p>(13) 自船が点若しくは線を通過するか又は操船者が入力した地点に到達すると見込まれる時間又は距離が設定値以下になった場合に、自動的に警報を発することができること。</p> <p>-4. 航海記録</p> <p>(1) ラスター海図表示装置は、航海の再現に必要な詳細な要素を保存、再生することができること。また、直前の 12 時間に使用された公式データベースを確認できること。さらに、次のデータを 1 分間隔で記録することができること。</p> <p>(a) 自船の航跡記録を確認するための、時刻、</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 11.5</p>

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>位置、船首方位及び速力</p> <p>(b) 使用された公式データ記録を確認するための、ラスター海図情報源、版、日付、セル及び更新履歴</p> <p>(c) 安全等深線、前方監視及び航路監視の為の警報発令の設定等の変更</p> <p>(2) ラスター海図表示装置は(1)(b)及び(c)の情報を航海情報記録装置に出力できること。</p> <p>(3) ラスター海図表示装置は、4時間を超えない間隔で航海中のすべての航跡及び時刻を記録すること。</p> <p>(4) 記録された情報は改ざん及び変更が不可能なものであること。</p> <p>(5) ラスター海図表示装置は、航跡及び直前の12時間の記録を保存できること。</p>	<p>位置、船首方位及び速力</p> <p>(b) 使用された公式データ記録を確認するための、ラスター海図情報源、版、日付、セル及び更新履歴</p> <p>(新規)</p> <p>(2) ラスター海図表示装置は、4時間を超えない間隔で航海中のすべての航跡及び時刻を記録すること。</p> <p>(3) 記録された情報は改ざん及び変更が不可能なものであること。</p> <p>(4) ラスター海図表示装置は、航跡及び直前の12時間の記録を保存できること。</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 15.2</p> <p>附属書4-2.1.33の1.1.13の備考と同様</p> <p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 15.3</p>

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>1.1.15 性能試験と故障に関する警報及び表示</p> <p>-1. (省略)</p> <p>-2. システムの故障に際して、ラスター海図表示装置は、適切な<u>警報発令</u>又は表示を行うものであること。</p> <p>1.1.17 電源</p> <p>-1. ラスター海図表示装置及びその通常の機能に必要なすべての機器は、<i>SOLAS</i>条約II-1章の適切な要件を満たす非常用電源により動作できるものであること。</p>	<p>1.1.15 性能試験と故障に関する警報及び表示</p> <p>-1. (省略)</p> <p>-2. システムの故障に際して、ラスター海図表示装置は、適切な<u>警報</u>又は表示を行うものであること。</p> <p>1.1.17 電源</p> <p>-1. ラスター海図表示装置及びその通常の機能に必要なすべての機器は、<u>1974年</u><i>SOLAS</i>条約II-1章の適切な要件を満たす非常用電源により動作できるものであること。</p>	<p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 13.2</p> <p>MSC530(106) Rev.1 Appendix7 16</p>
この改正は附則Aによる		

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
<p>「安全設備規則の一部を改正する規則 (2023年12月22日規則第60号)」</p> <p>附 則 (改正その2)</p> <p>1. この規則は、2024年1月1日から施行する。</p> <p>2. <u>2028年1月1日以前に船舶に搭載されるVHFデジタル選択呼出装置、VHFデジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置については、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p>「安全設備規則の一部を改正する規則 (2023年12月22日規則第60号)」</p> <p>附 則 (改正その2)</p> <p>1. この規則は、2024年1月1日から施行する。 (新規)</p>	<p>MSC.1/circ.1676に基づいて、2023年12月22日付け安全設備規則一部改正の適用日を延期。</p> <p>なお、VHFデジタル選択呼出装置、VHFデジタル選択呼出聴守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聴守装置の性能基準 MSC.511(105) 及び MSC.512(105)において参照される MSC.466(101)は、海図等の表示に関する性能基準である。このため、国土交通省方針に倣って、安全設備規則に規定する上述の4つの装置の性能基準においても MSC.466(101)は参照していない。</p>
この改正は附則Bによる		

「電子海図情報表示装置（ECDIS）の性能基準の改正及びデジタル選択呼出装置等の性能基準適用日の延期」新旧対照表

新	旧	備考
附 則 A		
<ol style="list-style-type: none">1. この改正は、2026年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。2. 施行日前に船舶に搭載される電子海図情報表示装置については、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。3. 施行日以降、2029年1月1日前に船舶に搭載される電子海図情報表示装置については、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。		
附 則 B		
<ol style="list-style-type: none">1. この改正は、2026年1月1日から施行する。		